

ごみの収集ルールについて

○ごみと資源物の分け方と出し方

本町では、資源物の有効利用やごみを減量化することを目的に、「5種14分別」の方法により、ごみと資源物を種類ごとに分別収集しています。ごみと資源物を収集する日は、自治会ごとに決められており、「資源物とごみの分け方・出し方」や町のホームページ、スマートフォン用ごみ分別アプリなどで確認することができ、また、祝日(土日、年末年始を除く)も、ごみと資源物の収集を行っています。ごみと資源物を分別のルールにより、正しく分別し、決められた日に、決められた場所に、午前8時までに出すようにしてください。

分け方	出し方	注意点
燃やせるごみ	透明か半透明のポリ袋に入れて出してください。	生ごみの水は、よく切ってください。
不燃(埋立)ごみ	ポリカゴに入れて出してください。	縦・横・高さが50cmを超えるものは「粗大ごみ」となります。
プラスチック製容器包装	 「プラ」マークのついているものを、透明か半透明のポリ袋に入れて出してください。	ポリ袋は二重にしないでください。
白色トレイ	潰さないで、そのままの形で、透明か半透明のポリ袋に入れて出してください。	色や模様のない白いトレイが対象です。
びん・缶類	ポリカゴに入れて出してください。	水洗いしても汚れが落ちないものは、「不燃ごみ」となります。
ペットボトル	 「ペットボトル」のマークがついているものを、できるだけ潰して透明か半透明のポリ袋に入れて出してください。	金属のキャップは「不燃ごみ」、プラスチックのキャップとラベルは「プラスチック製容器包装」となります。
新聞・チラシ	ひもで十文字にしばって出してください。	新聞店の袋に入れて出す場合でも、ひもで十文字にしばってください。
ダンボール	ひもで十文字にしばって出してください。	ビニールテープやガムテープ、発砲スチロールは取ってください。
雑誌・その他の紙	【雑誌】 ひもで十文字にしばって出してください。 【その他の紙】  「紙」のマークのついているものを、ダンボールか紙袋に入れて出してください。	【雑誌】 付録やビニールのカバーなどは取ってください。 【その他の紙】 ダンボールのフタは交互に折り込み、紙袋はテープなどで口を閉じてください。
紙パック	ひもで十文字にしばって出してください。	内側が白い紙製のパックが対象です。
布類	洗ってから透明か半透明のポリ袋に入れて出してください。	綿の入った物や汚れた物は「燃やせるごみ」となります。
ビールびん・一升びん	水洗いし、乾かしてから出してください。	ポリ袋等には入れないでください。
危険(有害)ごみ	種類ごとに別々に透明か半透明のポリ袋に入れて出してください。	刃物類の刃の部分は紙等で包み、スプレー缶は中身を使い切り、穴をあけて出してください。
粗大ごみ	【無料】 クリーンパーク茂原に直接搬入する。 【有料】 町の個別収集を利用する。	50cm以上2.5m以下で、100kg以下のものとなります。なお、クリーンパーク茂原で処理できない物は、処理業者に依頼して、有料での処理となります。

○ごみと資源物を出すときのカレンダーの見方

危険(有害)ごみは月1回、不燃(埋立)ごみ、びん・缶類、ペットボトル、紙類、布類、ビールびんや一升びんは月2回、収集しています。なお、「第1水曜日」や「第3木曜日」などは、カレンダーの何回目の何曜日となります。

日	月	火	水	木	金	土
			1 第1水	2 第1木	3 第1金	4
5	6 第1月	7 第1火	8 第2水	9 第2木	10 第2金	11
12	13 第2月	14 第2火	15 第3水	16 第3木	17 第3金	18
19	20 第3月	21 第3火	22 第4水	23 第4木	24 第4金	25
26	27 第4月	28 第4火	29	30	31	

▶問い合わせ先＝ 住民生活課 生活環境係 ☎56-9131

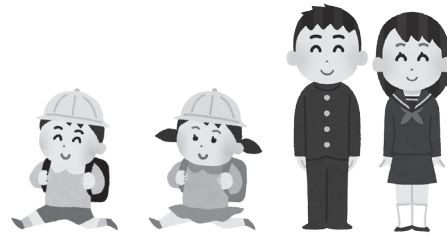
就学援助について

上三川町では、経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、学用品費などの一部を援助する制度を設けております。(上三川町要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱)

▶援助を受けることができる世帯

上三川町に住所を有する児童生徒の保護者で

- ① 生活保護を受けている世帯
- ② 生活保護に準じる程度の低所得世帯



【世帯収入の目安】

世帯人数	世帯構成	目安となる年間総収入
2人世帯	母・小学生	265万円
3人世帯	父・母・小学生	287万円
4人世帯	父・母・小学生2人	345万円
5人世帯	父・母・中学生・小学生2人	404万円

※年間総収入は、あくまで目安であって、世帯構成や家賃の有無等によって異なります。

※年間総収入は、前年における世帯全員の収入の合計です。

※祖父母等と住民票が別になっていても同居している場合、又は、別々の家に住んでいても経済的援助（食費や学費等の援助）がある場合には、同一の世帯とみなします。

▶申請方法

就学援助を希望される方は、申請書類に必要事項を記入の上、学校または教育総務課に提出してください。（申請書類は、学校または教育総務課から受け取るか、町ホームページからダウンロードしてください。）

▶援助の内容

要保護（生活保護の世帯）

- ・修学旅行費、宿泊学習費等

準要保護（生活保護に準ずる世帯）

- ・学用品通学用品等、校外活動費
- ・新入学学用品費（4月1日認定の1年生に限ります。）
- ・学校給食費、修学旅行費、宿泊学習費
- ・眼鏡等購入費…学校の視力検査において、視力が劣ると判定された児童・生徒のうち、医師が眼鏡等の使用を必要と認めた者（購入限度額16,000円、年度内1回限り）

※詳しくは、通学している学校、または 教育総務課学校教育係までお問い合わせください。

▶問い合わせ先＝ 教育総務課 学校教育係 ☎(56)9156

ゴールデンウィークのごみの収集

5月3日(水)～5日(金)は祝日ですが、ごみ・資源物を収集します。なお、連休明けは、ごみが増える傾向にあるため収集時刻が遅くなる場合があります。

クリーンパーク茂原の休日

4月29日(土)、30日(日)、5月7日(日)が休みです。

※日曜日、祝日と土曜日が重なる日が休みとなります

●クリーンパーク茂原

☎028(654)0018

し尿くみ取りの休日

4月29日(土)、30日(日)、5月3日(水)～7日(日)が休みです。

●栃南産業(株)

☎(53)5557

●(有)マルフジ

☎(56)6544

▼問い合わせ先

住民生活課 生活環境係
☎(56)9131

